

平成28年度

事業報告

(平成28年1月1日～平成28年12月31日)

1. 総括

クラブのメインテーマとして「安全」を掲げておりますが、今年は、大きな事故につながるようなことはありませんでした。また、台風の日本への上陸は6個と過去2番目に多く、そのうち9月に台風16号が東海地方に上陸しましたが、幸いクラブ艇の被害はありませんでした。

年間の活動を見てみますと、安全訓練、ハーバー作業、ポイントレース、体験乗船会、納会、広報活動など、各委員会の運営によって活発に活動ができたと思います。とりわけ大型船台を新設するとともに、船台の整備に努めました。

一方、日直当番の不履行、全艇参加行事の不参加、クラブハウスの使い方ではきちんと掃除ができていないなど、いくつかの問題点がありました。また、クラブ費、クレーン代、常滑市利用調整施設使用料の納期限が守られていない艇がいくつかありました。改めてオーナー及びクルーの皆さんには鬼崎ヨットクラブ会則を順守し、クラブの一員として自覚と責任を持って活動していただくようお願いいたします。

2. 会員の状況

- ・ オーナー代表者数(艇数) 36人(36艇) / 36艇係留可能<鬼崎フィッシャリナ>

※37番バースと遊魚船の間が狭く、また、南側の沈錘が北寄りにあり、ヨットの係留が困難なため、市土木課と協議の結果、年度途中に37番バースを廃止し、係留可能数を37から36に変更した。

3. 事業報告

(1) 総務委員会

- ・ 1/24 役員会<クラブハウス>
- ・ 2/7 理事会<クラブハウス>
- ・ 3/6 オーナー会議<クラブハウス>
- ・ 11/27 理事会<クラブハウス>
- ・ 12/4 納会 <アリスダイニング>
- ・ 経理会計
- ・ オーナー・会員名簿作成、船籍登録書作成管理
- ・ オーナー会議資料作成、日直当番表作成、OYCカレンダー作成・配付

(2) ハーバー委員会

クラブ活動の本拠地であるハーバーの維持整備とその改善に向け、会員の協力を得て活動した。

- ・ 3/27～4/24 上下架作業 (延べ上下架53艇)
 - ・ 大型船台新設設置(21年度からの大型船台使用料 合計1,146,600円)
 - ・ 船台修繕
大型船台、ねじ部メッキ、交換、中・小型、受け部修繕交換
 - ・ 指定期間内のクレーン代金を一律に等分とした。

- ・ 指定期間内の大型船台使用料（10,000円／1艇・1週間）を徴収。
15,000円→10,000円に値下げ
- ・ 船台使用状況をHPに掲載、各艇の協力により安全で円滑な作業ができた。
- ・ 船底整備後の片付けができていない艇があった。（ペンキ缶、刷毛、その他）
- ・ 6/26 ハーバー作業（35艇参加）港内清掃、クラブハウス清掃
 - ・ 岸壁側もやいチェーンの点検
- ・ 11/27 ハーバー作業（36艇参加）港内清掃、クラブハウス清掃
 - ・ 樹木剪定のため、高所作業車使用
 - ・ 高圧洗浄機修繕（大・小） ・大型船台の締め付けねじの補修 ・倉庫整理

(3) レース委員会

- ・ 4/17 OYCポイントレース（鬼崎沖） : 悪天候により中止
- ・ 6/4 鬼四親睦会（OYCクラブハウス） : OYC・YYC 35人参加
- ・ 6/5 OYC・YYC合同レース（鬼崎沖）
: OYC8艇、YYC6艇参加、オープン参加OYC1艇
- ・ 7/2・3 野島レース（伊勢湾） : 10艇参加、オープン参加OYC・YYC各1艇
- ・ 9/11 OYCポイントレース（鬼崎沖） : 7艇参加
- ・ 10/16 OYC・YYC合同レース（四日市沖） : OYC10艇、YYC8艇参加
- ・ 11/20 OYCポイントレース（鬼崎沖） : 10艇参加
全5レース開催 延べ参加艇数：45艇+オープン参加3艇+コミッティ4艇
- ・ 12/4 納会にて年間成績発表

(4) 安全委員会

- ・ 4/3 自主安全検査（自主安全検査票配付・自主安全検査票確認・提出）
- ・ 7/5 安全訓練について警察・消防・海上保安庁へ依頼
- ・ 7/24 安全訓練案内配付
- ・ 9/4 安全訓練実施（参加者：約100人／参加艇35艇）
 - ・ 常滑市消防署による陸上訓練、海上保安庁による安全講話（海上法規と法規の改正について）
 - ・ 落水者救助デモンストレーション（南側棧橋、担当：ISE-V）
 - ・ 海上訓練：天候悪化のため中止
- ・ 11/13 安全委員会（出入港届集計：438枚）
クラブハウス、アマチュア無線局免許証の更新
- ・ 12/4 納会にて出入港届結果発表
- ・ 12/18 AEDパッド交換（有効期限切れのため）
- ・ 通年 出入港届管理、安全管理

(5) 広報委員会

- ・ 7月 第33回鬼崎ヨットクラブ体験乗船会 参加者募集、招待状発送作業
- ・ 8月 常滑焼まつり体験乗船会 参加者募集、招待状発送作業
- ・ 9月 風向風速計修理 通信機能は年末に復帰
- ・ 10/2 17回釣り大会 9艇参加。パーティー20人（参加費1人1,000円）
- ・ 通年 ライブカメラ管理・運営、電子メールによる情報提供（ヨット関係団体、マスコミ、行政、関係各所）、各行事の写真撮影、HPへのUP
FaceBook に鬼崎ヨットクラブ UP

※8月21日、名古屋港ボート天国に＜CooCooSix＞参加、
大村愛知県知事他市民60人乗船体験

(6) 海事普及委員会

- 4/3 シーズンインパーティー＜鬼崎フィッシャリーナ＞
参加者：男性40人、女性6人、子供3人、合計49人
- 7/24 第33回鬼崎ヨットクラブ体験乗船会＜鬼崎フィッシャリーナ＞
参加者：クルー110人、体験者100人、午前81人、午後19人
参加艇17艇
- 8/21 第4回常滑焼まつり体験乗船会＜鬼崎フィッシャリーナ＞
参加者：クルー43人、体験者7人、参加艇3艇
- 12/4 納会＜アリスダイニング＞
来賓：5人、参加者：男性94人、女性51人、小中高生13人、
小学生未満9人 参加者合計167人

(6) OFC担当

- 2/17 第1回鬼崎フィッシャリーナクラブ役員会＜菊広＞
 - ・懇談会
 - ・港内立札文案について
- 4/20 第2回鬼崎フィッシャリーナクラブ役員会＜OFCクラブハウス＞
 - ・年間行事スケジュール確認
 - ・サミット警戒に関する情報交換
 - ・6/4、5 ポンツーン使用のお願い（OYC）
鬼四レース前夜祭
 - ・7/2、3 レーザーレース連絡（レーザー）
- 6/15 第3回鬼崎フィッシャリーナクラブ役員会＜OFCクラブハウス＞
 - ・平成27年度収支報告
 - ・6/26 ハーバー清掃（OYC）
- 10/19 第4回鬼崎フィッシャリーナクラブ役員会＜OFCクラブハウス＞
 - ・日本水難救済会・救難所員実地訓練報告書類提出（OYC）
 - ・「旅客船事故対応訓練」参加依頼
- 11/14 第四管区海上保安本部「旅客船事故対応訓練」
 - ・常滑港とセントレア間の海域で、高速旅客船が海上漂流物に衝突、航行不能になったとの想定で訓練を実施
 - ・救助隊がヘリコプターより降下、負傷者のトリアージ、搬送等を行なった
 - ・OYCより、ぐらんめーる(安島、石川)、白砂(鈴木)、波光(吉村)、QUERIDA(藤井)が、負傷者役として参加

平成29・30年度役員

会 長	OFC担当	梅原 啓三	HIBSCUS-III
副 会 長	総務委員長兼OFC担当委員長	藤井 則久	QUERIDA
副 会 長	海事普及委員長兼 OFC担当	磯村 司	FORTE
理 事	広報委員長	岩瀬 喜貞	Coo Coo Six
理 事	安全委員長	川添 俊	ミストラルIV
理 事	レース委員長	平野 祐二	ISE-V
理 事	ハーバー委員長	水野 泰三	白砂
監 事		中村 人志	FORTE
副委員長等			
会 計		石川 章	ぐらんめーる
総務副委員長		中村 雅夫	はやぶさ
		森田 圭一	The sense of Wonder
	海事普及副委員長	肥田 晃昌	FORTE
広報副委員長		宮地 美絵	Coo Coo Six
安全副委員長		山本 伸彦	ミストラルIV
		田仲 □ 内	Carina
レース副委員長		嶋田 諭	ISE-V
		柴田 智	QUERIDA
ハーバー副委員長		酒井田龍也	Coo Coo Six
		近 幸夫	BROWN SUGAR II
		間瀬 元康	白砂

事業計画

(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

1. 総括

平成29年度の基本方針は引き続き、クラブハウスを活動拠点に「安全」をメインテーマとし、その充実に努め、会員相互の親睦と相互扶助の精神の高揚を図り、自然環境に配慮し、存在感のあるクラブ運営を行います。

①安全の確保

自主安全検査、安全訓練を強化する。出港届の提出と安全航行の徹底を図る。

②次世代の育成

オーナーやクルーの参加を積極的に進める。意見・要望を取り入れ、クラブ運営に反映させる。

③クラブの存在の高揚

体験乗船等海事普及を通じて、社会に貢献する。関係機関と連絡を密にして、各行事に参加する。

④親睦及び交流

クラブハウスの活用や各種イベント等により、クラブ員同志の親睦を図る。また、他クラブとの交流を積極的に行う。

⑤自然環境への配慮

自然と共存したクラブ作りを進める。鬼崎フィッシャリーナの環境整備を図る。

⑥以上のことを実現するため、オーナー及びクルーは鬼崎ヨットクラブ会則を順守し、クラブの一員として自覚と責任を持って、活動に参加する。

2. 会員の状況

- ・ オーナー代表者数（艇数） 36人（36艇）／36艇係留可能＜鬼崎フィッシャリーナ＞

3. 委員会事業計画

(1) 総務委員会

クラブの活性化に向け、理事会等を軸に活発に議論し、諸行事の実行を図る。

- ・ 1/29 役員会＜クラブハウス＞
- ・ 2/5 理事会＜クラブハウス＞
- ・ 3/5 オーナー会議＜とこなめ市民交流センター＞
- ・ 12/3 納会＜アリスダイニング＞
- ・ クラブハウス1階小便所改修
- ・ 年間 各種体験乗船会
- ・ 随時 理事会、役員会
- ・ 経理会計
- ・ オーナー・会員名簿作成、船籍登録書作成管理
- ・ オーナー会議資料作成
- ・ 日直当番表作成
- ・ OYCカレンダー作成・配付

(2)ハーバー委員会

クラブ活動の本拠地であるハーバーの維持整備とその改善に向け、会員の協力を得て活動する。

- 3 / 2 6 □ 4 / 2 3 上下架作業 (利用艇数により変更有)
あらかじめ作業手順書を作成し、各艇協力して安全にスムーズな作業に努める。
船台使用後の清掃およびゴミ処理の徹底。
- 6 / 2 5 ハーバー作業
- 1 1 / 2 6 ハーバー作業
- 大型船台ねじ部交換、中・小型船台修繕
- その他
 - ※岸壁のチェーンは各艇で交換する。
 - ※船台の予約方法
 - ・作業予定日及び船台の種類をハーバー委員長に連絡し、了承を得る。
(ハーバー委員会のホームページで予約状況の確認ができる。)
 - ・希望日が重なった場合は抽選とする。(オーナー会議で抽選)
 - ・船台使用届を提出する。
 - ※クレーン料金について
 - ・3 / 2 6 □ 4 / 2 3の期間内に利用したすべての艇で等分する。
 - ・大型船台利用艇は使用料(10,000円/1艇・原則1週間)を支払う。
 - ※高圧洗浄機使用について
 - ・高圧洗浄機を使用した場合は、使用料として1回500円を支払う。

(3)レース委員会

より多くの方に参加してもらえる楽しいレースの企画・運営をする。

- 4 / 1 6 OYCポイントレース(鬼崎沖)
- 5 / 1 4 OYC・YYCポイントレース(鬼崎沖)
- 7 / 1・2 野島レース(伊勢湾)
- 9 / 1 0 OYCポイントレース(鬼崎沖)
- 1 0 / 1 5 OYC・YYCポイントレース(四日市沖)
- 1 1 / 1 9 OYCポイントレース(鬼崎沖)

(4)安全委員会

「安全に対する艇長責任の推進と出港届の提出の徹底」を図っていく。

- 4 / 2 自主安全検査(自主安全検査票配付・自主安全検査票確認・提出)
- 7 / 4 安全訓練について、警察・消防・海上保安庁へ依頼
- 9 / 3 安全訓練実施
- 1 1 / 1 2 安全委員会(出港届集計)
- 2 9年度から出入港届を出港届に書式を改める。
- 通年 出港届管理、安全管理

(5) 広報委員会

- ・ 7月 第34回鬼崎ヨットクラブ体験乗船会 参加者募集マスコミ発表招待状発送作業
- ・ 10/1 第18回釣り大会 (パーティー参加費1人/1,000円)
- ・ イベント開催告知ツールとして「体験乗船」「釣り大会」の幟作成・足購入
- ・ 鬼崎ヨットクラブのドメイン: onizaki-yc.com の契約延長 (2025年1月16日まで)
- ・ 通年 ライブカメラ管理・運営、電子メールによる情報提供 (ヨット関係団体、マスコミ、行政、関係各所)、各行事の写真撮影、HPへのアップ

(6) 海事普及委員会

楽しいクラブライフを盛上げるパーティーと共に、クラブ会員の方が満足出来る企画を計画する。

- ・ 4/2 シーズンインパーティー<鬼崎フィッシャリーナ>
 - ・ ヨットシーズン到来を祝し、開催する。
 - ・ OYCメンバー相互の親睦を図ることを目的とする。
- ・ 7/23 第34回鬼崎ヨットクラブ体験乗船会<鬼崎フィッシャリーナ>
 - ・ 常滑沖の海、ヨットのすばらしさを満喫していただく。
 - ・ OYCの存在をアピールする機会と捉える。
 - ・ 中部国際空港を間近で見ってもらう。
- ・ 12/3 納会<アリスダイニング>
 - ・ 昨年同様、豪華レストランで優雅な時間を過ごす目的での会場設定。
 - ・ OYCメンバーが一同に会し、1年間の行事の総括する機会とする。
 - ・ 各委員会の表彰の場とする。
 - ・ OYCメンバー相互の交流の場とする。
 - ・ 会費: 1艇 10,000円 (必須)
 - 男性 5,000円、女性 3,000円
 - 小中高生 1,000円、小学生未満 無料

(7) OFC担当

- ・ 鬼崎フィッシャリーナクラブ (OFC) と協調し、港の環境整備を実施していく。
- ・ 鬼崎フィッシャリーナクラブ役員会への参加 (年4回)
- ・ 鬼崎港利用調整施設協議会 (定例開催無し) への参加
- ・ 日本水難救済会への参加

年間行事一覧表

月	日	曜日	行事内容	集合時間	集合場所	会場	担当委員会	
	1	29	日	役員会	9:00	クラブハウス	同左	総務
	2	5	日	理事会	10:00	クラブハウス	同左	総務
☆	3	5	日	オーナー会議	10:00	とこなめ市民交流センター	同左	総務
☆	4	2	日	自主安全検査	9:00	クラブハウス	各艇	安全
				シーズンインパーティー	12:00	クラブハウス	同左	海事普及
	16	日	OYC ポイントレース	8:30	クラブハウス	鬼崎沖	レース	
	5	14	日	OYC・YYC ポイントレース	8:30	クラブハウス	鬼崎沖	レース
☆	6	25	日	ハーバー作業	9:00	クラブハウス	クラブハウス フィッシャリーナ	ハーバー
☆	7	1	土	野島レース	22:00	クラブハウス	伊勢湾	レース
		2	日					
	23	日	第34回鬼崎ヨットクラブ 体験乗船会	9:00	クラブハウス	鬼崎沖	海事普及	
☆	9	3	日	安全訓練	9:00	クラブハウス	フィッシャリーナ 鬼崎沖	安全
		10	日	OYC ポイントレース	8:30	クラブハウス	鬼崎沖	レース
10	1	日	第18回釣り大会	9:00	クラブハウス	鬼崎沖	海事普及 広報	
	15	日	OYC・YYC ポイントレース	7:30	クラブハウス	四日市沖	レース	
☆	11	19	日	OYC ポイントレース	8:30	クラブハウス	鬼崎沖	レース
		26	日	ハーバー作業	9:00	クラブハウス	クラブハウス フィッシャリーナ	ハーバー
☆	12	3	日	納会	12:30	アリスダイニング	同左	全委員会

☆ は全艇が参加する行事（ペナルティー対象）

鬼崎ヨットクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は「鬼崎ヨットクラブ」と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を常滑市内に所在する鬼崎ヨットクラブハウスに置く。

(目 的)

第3条 本会はヨットを通じて、常滑市、鬼崎フィッシャリーナを母港とする会員相互の親睦を深め、海事思想の普及を図ると共に、鬼崎フィッシャリーナを「市民の港」として育てることに協力することを目的とする。

2 本会は前項の目的を達するため、「鬼崎漁港利用調整施設協議会」に關係団体と協力して参画する。

(会 員)

第4条 本会は、オーナー会員、共同オーナー会員、及びクルー会員をもって組織するものとし、各会員の資格は次項に定める要件を満たした者が、本会所定の登録手続を終了したときに取得する。

2 オーナー会員

(1) 鬼崎フィッシャリーナを母港とするヨットのオーナー、又は共同オーナーの代表であること。

(2) 新入会員については、上記の要件のほかにオーナー会員2名以上の推薦があり、かつ理事全員の賛成により入会を承認したこと。

3 共同オーナー会員

理事会が、共同オーナー会員として本会へ入会することを承認した者。

4 クルー会員

各ヨットのオーナー会員がクルーとして採用した者。

(会員の任務)

第5条 会員は会則を順守し、本会の運営に協力しなければならない。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事(会長、副会長を含む) | 15名以内 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は本会の会計を監査する。

3 役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。

4 役員は任期終了後も、後任者の就任するまでその職務を行う権利を有し義務を負う。

(顧 問)

第7条 本会の運営に関する助言を求めため、理事会の決議により顧問を置くことができる。

(理事会)

第8条 本会の運営は、理事全員をもって組織する理事会がこれを行う。

2 理事会は、オーナー会議の決議に従わなければならない。

3 理事会は必要に応じ会長が召集する。

(オーナー会議)

第9条 オーナー会議は、オーナー会員全員をもって組織する本会の意思決定機関である。

2 オーナー会議は毎年3月に定期会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議を開催することができる。

3 オーナー会議は、会長が理事会の決議を経て召集する。ただし、オーナー会員の4分の1以上から議案を示して召集の請求があるときは、会長はオーナー会議を召集しなければならない。

4 オーナー会議の決議は、オーナー会員の過半数が出席し、かつ出席したオーナー会員の過半数の同意を要する。

5 オーナー会議は次の事項を審議する。

(1) 会則の制定、改廃に関する事項。

(2) 役員を選出に関する事項。

(3) 予算の議決及び決算の承認に関する事項。

(4) 重要な事業計画に関する事項。

(5) その他、理事会又はオーナー会議が必要と認めた事項。

(専門委員会)

第10条 理事会は、本会の円滑な運営を図るため、必要に応じ各種専門委員会を設置することができる。

2 委員の選任は理事会がこれを行う。

(費用の負担)

第11条 本会に所属するオーナー会員は、次の費用を負担しなければならない。

(1) 年会費 60,000円

(2) 入会金 新たに入会するオーナー会員が負担するものとし、その額は入会時における諸般の事情を考慮し理事会が決定する。

(3) 臨時会費 クラブハウス、泊地の整備等に要する特別の費用、その他年会費をもって、これに充てることが妥当でないとオーナー会議が決定したもの。

2 各費用の支払時期は次のとおりとする。

(1) 年会費 毎年1月1日から3月31日。ただし、期日以後に新たに入会したものは入会するとき。

(2) 入会金 入会に要する手続きを終了したとき。

(3) 臨時会費 理事会の決定した支払期。

3 年会費は年度途中における入会の場合においても全額支払うものとし、オーナー会員が本会に支払った費用は一切返還しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(会員の義務)

第13条 オーナー会員の有する地位は、その会員に専属するものであり、譲渡、貸与、その他形式のいかんを問わず、これを他に移転することはできない。

2 本会に現に登録してあるヨットの買い換え、共同オーナー会員及びクルー会員の変更、その他本会に登録してある事項に変更を生じたときは、オーナー会員はすみやかに本会あてに所定の届出をしない

なければならない。

- 3 本会所定の係留場所（ブイ）を離れ、鬼崎フィッシャリーナ外へ出港しようとするヨットの艇長は出港届を提出しなければならない。
- 4 泊地の整備に際しては、会員は可能な限り、その作業に協力しなければならない。
- 5 各ヨットは定められた場所に正しく係留しなければならない。
- 6 常滑市民又は市友として、積極的に「市民の港」づくりに協力するものとし、夜間における大声・騒音、ゴミの放置その他いやしくも市民に迷惑を及ぼす一切の行為をしてはならない。

（退 会）

第14条 オーナー会員は、次の場合にはすみやかに退会しなければならない。

- (1) 所有するヨットを他に譲渡し、新たに取得する予定のないとき。
- (2) 他に係留場所を有することとなったとき。

2 理事会は、前項の事態が発生したときは、オーナー会員に対し退会の勧告をしなければならない。

（除 名）

第15条 会員が次の事項に該当する行為を行ったとき、オーナー会議は出席者の3分の2以上の多数をもって当該行為を行った会員を除名することができる。

- (1) その地位を譲渡、貸与、その他形式のいかんを問わず実質的に他に移転する行為を行ったとき。
- (2) 自己のヨットを利用して商行為を行ったとき。
- (3) 会費、その他の負担金を滞納し、督促に応じないとき。
- (4) 理事会により退会の勧告を受けながら、退会届を提出しないとき。
- (5) 本会則に定める各条項に違反したとき。
- (6) 本会の目的に著しく違反する行為を行ったとき。

（会員資格の喪失）

第16条 オーナー会員が退会又は除名によりその資格を喪失したときは、同人の所有するヨットに所属する共同オーナー会員及びクルー会員は当然に会員たる資格を喪う。

附 則 本会則は昭和48年7月15日から施行する。

附 則 本会則は昭和55年3月28日から施行する。

附 則 本会則は昭和63年3月25日から施行する。

附 則 本会則は平成11年3月7日から施行する。

附 則 本会則は平成13年3月11日から施行する。

平成28年度レース結果OYCレーティング)

順位	艇名		4月	5月	野島	9月	10月	11月	集計	捨てレース	最終集計	順位	
優勝	QUERIDA	順位 ポイント		1 10.25	1 15	2 9	5 6	2 9	49.25	-----	49.25	優勝	
2	BROWN SUGAR II	順位 ポイント		5 6	4 10.5	4 7	1 10.25	COM 8	41.75	-----	41.75	2	
3	FORTE	順位 ポイント		COM 8		1 10.25	3 8	1 10.25	36.50	-----	36.50	3	
4	風の如く	順位 ポイント		2 9	5 9	COM 8	8 3	4 7	36.00	-----	36.00	4	
5	MISTRAL IV	順位 ポイント		7 4	3 12	6 5	4 7	3 8	36.00	-----	36.00	5	
6	LUNA V	順位 ポイント	中 止	4 7	2 13.5	7 4	9 3	5 6	33.50	-----	33.50	6	
7	ISE-V	順位 ポイント		3 8	RET 1.5	3 8	7 4	6 5	26.50	-----	26.50	7	
8	CooCoo Six	順位 ポイント		6 5	6 7.5		10 3	7 4	19.50	-----	19.50	8	
9	アルバトロスII	順位 ポイント				RET 1.5	5 6	2 9	DNS 0	16.50	-----	16.50	9
10	Only You-2	順位 ポイント				COM 8			DNS 0	8.00	-----	8.00	10
11	白砂	順位 ポイント				RET 1.5		6 5		6.50	-----	6.50	11
12	J-BLOW	順位 ポイント			8 3	RET 1.5				4.50	-----	4.50	12
13	Perky Peter	順位 ポイント							DNS 0	0.00	-----	0.00	13
参加艇数				0	8	10	7	10	10	延べ出艇数		45	

ポイントレース（鬼四を含む）得点

1位（10.25点） 2位（9点） 3位（8点）以下1点ずつ減じ3点以上
DNF 2点 OCS・失格・リタイア（スタート後）1点 DNS・それ以外
コミッティー（COM）8点

野島レース

1位（15点） 2位（13.5点） 3位（12点）以下1.5点ずつ減じ4.5点以上
DNF 3点 OCS・失格・リタイア（スタート後）1.5点 DNS・それ以外

コミッティーは、

- 1艇参加の場合年度頭のくじ引きで決まった本部艇・リミット艇に関係なく☒レースに参加しない艇が本部艇をしてください。
- 2艇参加の場合年度頭のくじ引きで決まった本部艇がコミットしてください。
- 2艇不参加の場合同上

年間ポイントは、

- 1艇参加の場合本部艇を務めた艇に、8ポイント
- 2艇参加の場合レース成績のポイント
- 2艇不参加の場合本部艇を務めた艇に、8ポイント・リミット艇に、4.5ポイント

年間成績で、同点の場合はレーティングの厳しい方を上位にします。

（全レース共通）コミッティーを交代する場合、レース委員会に伝えて下さい。
連絡が無い時は当番艇が出場するためにチャーターしたものとみなします。